

契 約 書

1 業 務 名	中央浄化センター不用品処分業務委託			
2 業 務 場 所	久留米市 津福本町			
3 履 行 期 間	自	令和	年	月 日
	至	令和	年	月 日
4 契 約 金 額	十億	百万	千	円
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)			
5 契 約 保 証 金	免除	百万	千	円
6 前 払 金	有 ・ 無			
7 部 分 払	回 ・ 無			

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者 久留米市合川町2190番地3
久留米市

代表者 久留米市企業管理者 石 原 純 治

乙 受注者

印

(総則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別添の図書、仕様書、作業要領、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書その他業務内容に関する書類をいう。以下同じ。）に従い、法令及び久留米市の条例、規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 発注者は、その意図する業務の目的を達成させるため、業務に関する指示を受注者（第 7 条に定めるところによる受注者の業務管理責任者等を含む。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(契約保証金)

- 第 2 条 受注者は、発注者に対し、発注者が定める日までに、契約保証金として前条第 1 項に定める委託料総額を 1 年あたりの額に換算した額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付しなければならない。ただし、久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号）第 27 条第 1 項各号に該当するものとして、発注者が契約保証金を減免することとしたときは、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金は、久留米市契約事務規則第 26 条第 3 項各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
- 3 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定と解釈しない。
- 4 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、受注者が発注者に対して負う損害賠償金、違約金その他の債務に充当することができる。
- 5 契約の変更により委託料に増減が生じたときは、変更後の委託料総額を 1 年あたりの額に換算した額の 100 分の 10 に達するまで、契約保証金を追加納付させ、又は還付することができる。この場合において、追加納付する契約保証金については、第 2 項の規定を準用する。
- 6 契約保証金又はこれに代わる担保の提供には、利息は付さない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第 3 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、発注者の指定する様式により、譲受人から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第 4 条 受注者は、この契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、業務に影響を及ぼさない補助的業務であつて、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、再委託の内容、再委託先、再委託を要する理由、再委託先に対する管理方法その他必要な事項を記載した文書を、発注者に提出しなければならない。
- 3 前項に定めるほか、受注者は、第1項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、発注者の指定する様式により、再委託先から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

(法令上の責任)

第5条 受注者は、受注者の従業員に対する使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、発注者に対し責任を及ぼさないものとする。

(監督職員)

第6条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更するときも、同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書及び設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務を履行させるための受注者（次条第3項の受注者の作業責任者等を含む。以下この項において同じ）に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、この契約書及び設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもの

(業務管理責任者等)

第7条 受注者は、この契約に基づく業務に関する責任者を1人以上配置し、遅滞なく発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

- 2 前項の責任者（以下「業務管理責任者」という）は、この契約書及び設計図書に定める業務の履行における一切の事項を処理するものとする。

(措置請求)

第8条 発注者は、受注者による業務の履行状況が不相当と認められるときは、受注者に

対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執ることを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る改善策等について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員による職務の執行が不相当と認められるとき、又は設計図書に不明な点若しくは不相当な点があり、業務の履行が困難であるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執ることを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る改善策等について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計図書の変更)

第 9 条 発注者は、設計図書に誤謬又は脱漏があるとき、その他必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。
この場合において、契約金の額若しくは委託期間を変更し、又は受注者において追加の費用を支出する必要があるときは、発注者、受注者双方が協議し、書面により定めるものとする。

(契約金の支払)

- 第 10 条 契約金の支払いは完了検査後に所定の請求書をもって請求を行うものとする。
- 2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約金を支払わなければならない。
 - 3 発注者は、前項に定める期限までに契約金を支払わなかったときは、受注者に対し、期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金の金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延損害金を支払わなければならない。

(契約不適合による解除権)

- 第 11 条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った契約の履行をしない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約を履行できないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) この契約の締結又は履行に際し重大な不正行為を行ったとき。
 - (5) 関係法令、規則等の規定に違反したとき。
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (7) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (8) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないと認められるとき。
- 3 第1項又は前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の定めにより契約を解除されたときは、違約金として契約金の100分の10に相当する金額を、発注者の指定する期日までに発注者に支払わなければならない。この場合において、違約金は損害賠償の額の予定とは解釈せず、受注者は発注者が被った損害を賠償しなければならない。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 本条の規定は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

（暴力団排除措置による解除権）

- 第12条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体又は組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など

発注者が求めた是正措置を行わないとき。

- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
 - (11) 第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者と契約を締結したとき。
 - (12) 第 2 号から第 10 号までのいずれかに該当する者であることを知らずに当該者と契約を締結していた場合であって、当該事実の判明後速やかに契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- 2 受注者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
 - 3 前条第 4 項の規定は、第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(談合その他の不正行為が行われた場合の解除権)

第 13 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により鳥り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下、「排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前各号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6、同法第 198 条、独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪により逮捕され、又は刑が確定したとき。
- 2 第 20 条第 4 項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用

する。

(受注者の解除権)

第 14 条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

2 受注者は、第 27 条の規定により業務の全部または一部が中止され、かつ、これにより胃託料が減額された場合であって、当該委託料の減額分が、第 4 条第 1 項に定める当該会計年度の委託料の 10 分の 5 に相当する額を長えたときは、前項の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

3 第 1 項に定める発注者の契約違反又は前項に定める業務の全部若しくは一部の中止が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第 15 条 受注者は、その責めに帰すべき理由により発注者の施設等を滅失し、又は毀損したときは、発注者の認定に基づきその損害（調査費用、弁護士費用を含む。以下この条において同じ。）を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、受注者は、この契約に定める義務を履行しないため発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 受注者は、業務遂行上、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を順守しなければならない。

(障害者に対する遵守事項)

第 17 条 受注者は、委託業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成 25 年報律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結に要する費用は、全て受注者の負担とする。

(裁判管轄)

第 19 条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 20 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、その都度両者協議の上、決定する。

設 計 書	設 計 部 課 名	下水道施設課 中央浄化センター
-------	-----------	-----------------

設計金額	¥	設計者印		精算者印	
------	---	------	--	------	--

業 務 名 : 中央浄化センター不用品処分業務委託

履 行 場 所 : 久留米市 津福本町

工 期 : 契約日の翌日から令和7年2月28日まで

業 務 概 要 : この業務は中央浄化センター内において不要となった廃棄物の処分を行うものです。

- ・ 管理棟1階電気室不用品処分業務 1式
- ・ 管理棟1階更衣室不用品処分業務 1式
- ・ 第1プラント汚泥棟1階階段室不用品処分業務 1式
- ・ 第2プラント汚泥棟1階消石灰室不用品処分業務 1式
- ・ 第2プラント汚泥棟2階西側通路不用品処分業務 1式

※設計数量は参考とし、産業廃棄物処分を前提とするが、数量の増減や有価物処分が発生した場合は、廃棄物処分に係る費用の変更契約を行うことを前提とする。

品 名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1. 直接業務費						
管理棟1階電気室不用品処分業務			式			第1号内訳書
管理棟1階更衣室不用品処分業務			式			第2号内訳書
第1プラント汚泥棟1階階段室不用品処分業務			式			第3号内訳書
第2プラント汚泥棟1階消石灰室不用品処分業務			式			第4号内訳書
第2プラント汚泥棟2階西側通路不用品処分業務			式			第5号内訳書
計						
2. 間接業務費						
諸経費			式			
計						
3. その他経費						
スクラップ処分			式			第6号内訳書
4. 業務価格						
5. 消費税相当額						
6. 本委託費						

品 名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
分別・積込作業			式			
産業廃棄物運搬費	混合廃棄物（配電盤部品）		m3			
産業廃棄物処分費	混合廃棄物（配電盤部品）		m3			
計						

品 名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
分別・積込作業			式			
産業廃棄物運搬費	混合廃棄物（配電盤部品）		m3			
産業廃棄物処分費	混合廃棄物（配電盤部品）		m3			
産業廃棄物運搬費	金属くず（鋼製ロッカ一等）		m3			
産業廃棄物処分費	金属くず（鋼製ロッカ一等）		m3			
産業廃棄物運搬費	家電製品（家電製品等）		m ³			
産業廃棄物処分費	家電製品（家電製品等）		m ³			
産業廃棄物運搬費	がれき類		m3			
産業廃棄物処分費	がれき類		m3			
産業廃棄物運搬費	木くず（棚・長椅子等）		m3			
産業廃棄物処分費	木くず（棚・長椅子等）		m3			
産業廃棄物運搬費	廃プラ		m3			
産業廃棄物処分費	廃プラ		m3			
計						

品 名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
分別・積込作業			式			
産業廃棄物運搬費	混合廃棄物（配電盤部品）		m3			
産業廃棄物処分費	混合廃棄物（配電盤部品）		m3			
計						

品 名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
分別・積込作業			式			
産業廃棄物運搬費	混合廃棄物		m3			
産業廃棄物処分費	混合廃棄物		m3			
産業廃棄物運搬費	金属くず		m3			
産業廃棄物処分費	金属くず		m3			
産業廃棄物運搬費	木くず		m3			
産業廃棄物処分費	木くず		m3			
産業廃棄物運搬費	廃プラ		m3			
産業廃棄物処分費	廃プラ		m3			
計						

品 名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
分別・積込作業			式			
産業廃棄物運搬費	混合廃棄物		m3			
産業廃棄物処分費	混合廃棄物		m3			
産業廃棄物運搬費	金属くず		m3			
産業廃棄物処分費	金属くず		m3			
産業廃棄物運搬費	木くず		m3			
産業廃棄物処分費	木くず		m3			
産業廃棄物運搬費	家電製品（家電製品等）		台			
産業廃棄物処分費	家電製品（家電製品等）		台			
計						

品 名	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
計						

仕 様 書

業 務 名 中央浄化センター不用品処分業務委託

履 行 場 所 久留米市 津福本町

履 行 期 間 契約日の翌日から令和7年2月28日まで

業 務 概 要 この業務は中央浄化センター内において不要となった廃棄物の処分を行うものです。

業 務 内 容	・管理棟1階電気室不用品処分業務	1式
	・管理棟1階更衣室不用品処分業務	1式
	・第1プラント汚泥棟1階階段室不用品処分業務	1式
	・第2プラント汚泥棟1階消石灰室不用品処分業務	1式
	・第2プラント汚泥棟2階西側通路不用品処分業務	1式

提 出 書 類 施工写真、報告書、産業廃棄物マニフェストの写し、完了届、その他市が求めるもの。

業務の実施

- ・設計図書等に計上している数量は、参考数量とし、産業廃棄物処分为前提としているが、処分量の増減や有価物処分が発生した場合は、処分に掛かった経費の実情に合わせて変更契約を行うものとする。
- ・施工場所の不用品の搬出は令和7年1月31日までに完了すること。
- ・施工場所は業務完了後、清掃を行うこと。
- ・不要物の処分に際しては、関係法令等に従い、適正かつ安全に作業を行うこと。
- ・設計図書等の内容に基づき作業し、不明の点は市担当者の指示による。

そ の 他 上記のほか、下記の事項に留意すること

- ・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
- ・施設の業務に支障が生じるおそれがある時は、市と協議のうえ、仮設設備を準備すること。
- ・作業日時は、担当職員と打ち合わせの上、決定すること。
- ・業務実施に必要な電力、用水は無償で支給するものとする。
- ・発生した廃棄物は、適正に処分すること

【障害者差別解消の推進に関する事項】

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮を提供しなければならない。

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

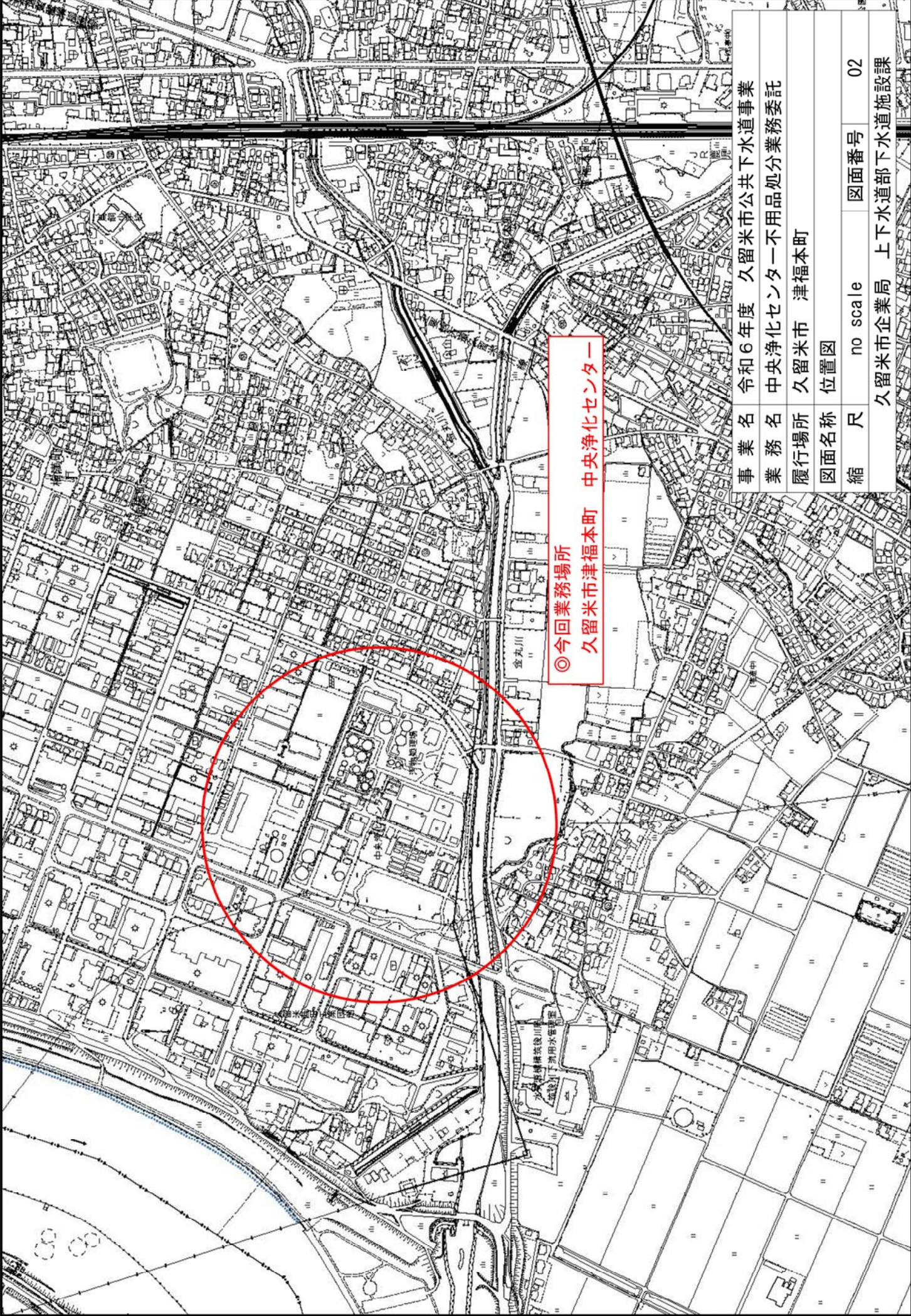
1. 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
2. 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
3. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

中央浄化センター不用品処分業務委託

図 面 リ ス ト

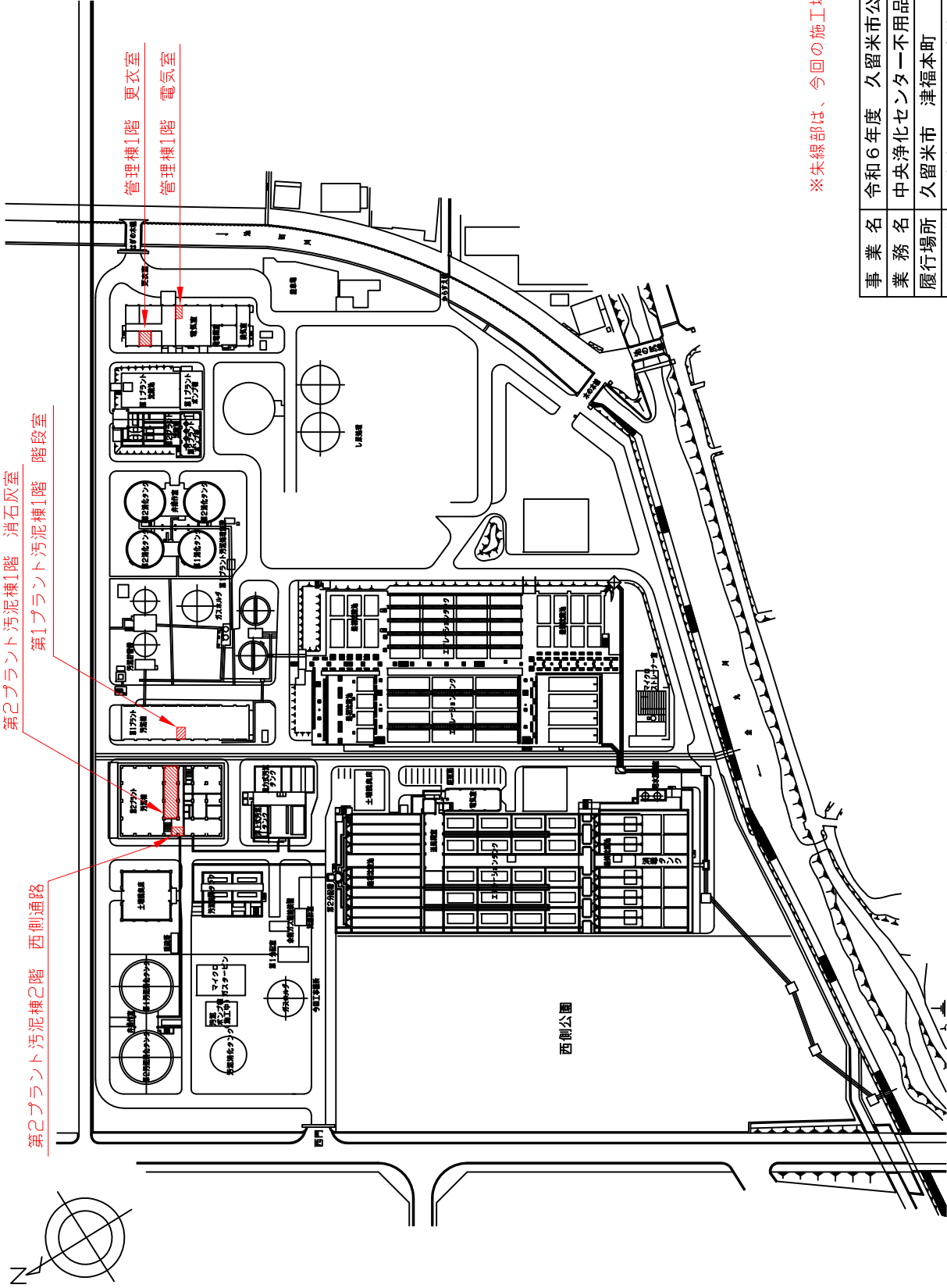
図面番号	図 面 名 称	縮 尺
01	図 面 リ ス ト	no scale
02	位 置 図	no scale
03	中央浄化センター全体平面図	no scale
04	管理棟 1 階電気室平面図	no scale
05	管理棟 1 階更衣室平面図	no scale
06	第 1 ブラント汚泥棟 1 階階段室平面図	no scale
07	第 2 ブラント汚泥棟 1 階消石灰室平面図	no scale
08	第 2 ブラント汚泥棟 2 階西側通路平面図	no scale

事 業 名	令和 6 年度 久留米市公共下水道事業		
業 務 名	中央浄化センター不用品処分業務委託		
履行場所	久留米市 津福本町		
図面名称	図面リスト		
縮 尺	no scale	図面番号	01
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課			



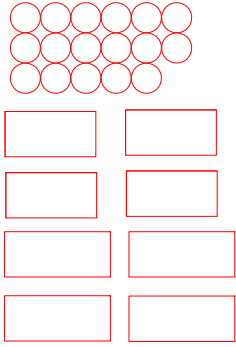
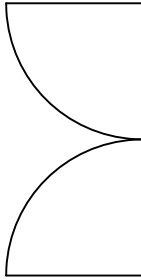
◎今回業務場所
久留米市津福本町 中央浄化センター

事業名	令和6年度	久留米市公共下水道事業
業務名	中央浄化センター不用品処分業務委託	
履行場所	久留米市	津福本町
図面名称	位置図	
縮尺	no scale	図面番号 02
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課		



※矢線部は、今回の施工場所を示す。

事業名	令和6年度	久留米市公共下水道事業
業務名	中央浄化センター不用品処分業務委託	
履行場所	久留米市	津福本町
図面名称	中央浄化センター全体平面図	
縮尺	no scale	図面番号 03
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課		



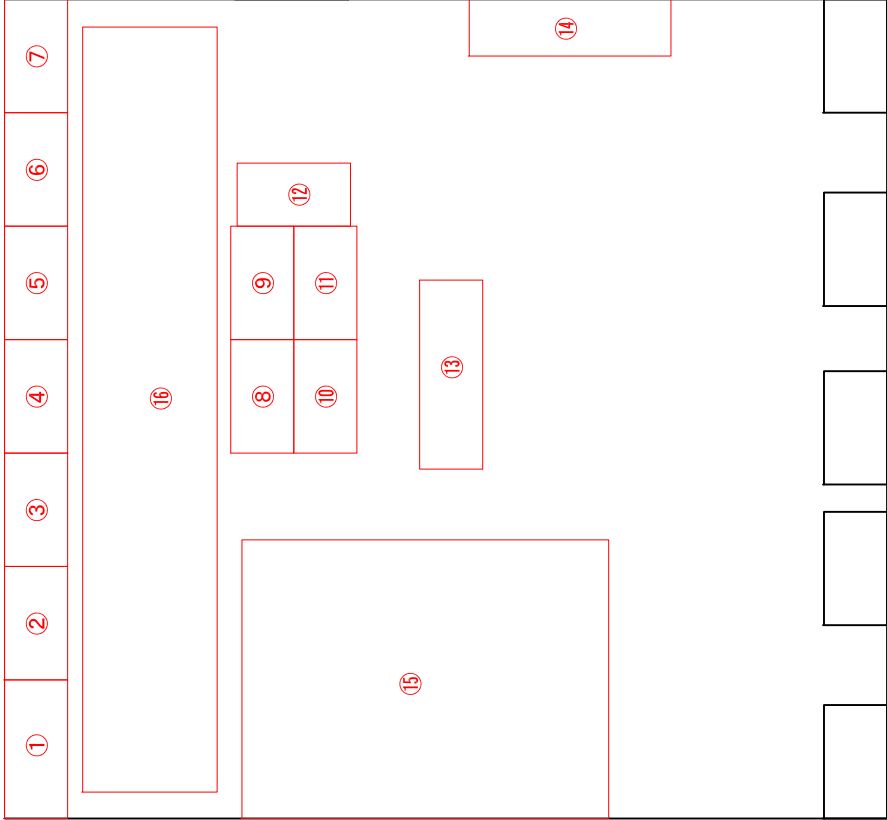
③ ② ①

番号	品 目	種 別	数 量
①	配電盤廃材 20Lペール管×17	混合廃棄物	1.0m3
②	配電盤廃材 0.06m3コンテナ×4	混合廃棄物	0.5m3
③	配電盤廃材 0.07m3衣装ケース×4	混合廃棄物	0.5m3
	合 計		2.0m3

□ 朱線部は、今回の施工場所を示す。

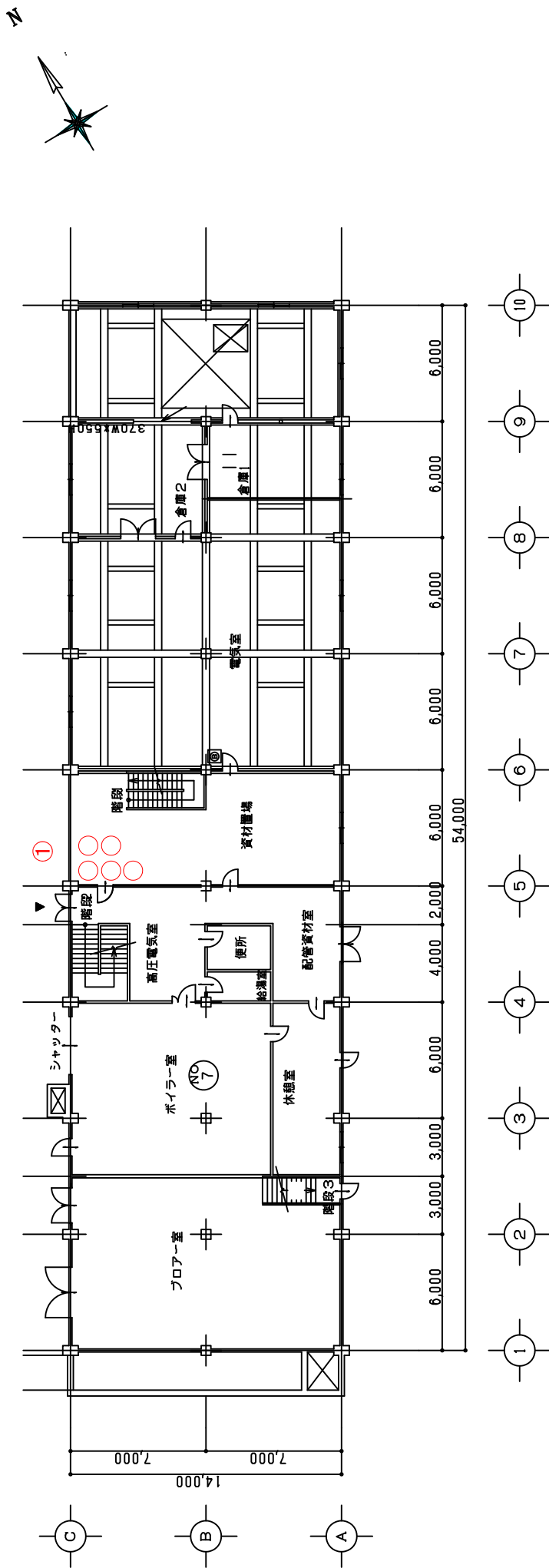
事 業 名	令和6年度	久留米市公共下水道事業
業 務 名	中央浄化センター不用品処分業務委託	
履行場所	久留米市	津福本町
図面名称	管理棟 1階電気室平面図	
縮 尺	no scale	図面番号 04
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課		

番号		種 別	数 量
①	鋼製 棚 W1000×D500×H1800	金属くず	0.9m3
②	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
③	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
④	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑤	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑥	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑦	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑧	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑨	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑩	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑪	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	
⑫	鋼製 ロッカー W900×D500×H1800	金属くず	8.91m3
⑬	木製 長椅子 W1500×D500×H900	木 くず	0.68m3
⑭	木製 棚 W1580×D450×H1850	木 くず	1.32m3
⑮	25インチブラウン管テレビ	家電製品	1台
	15インチブラウン管テレビ	家電製品	1台
	電子レンジ	家電製品	1台
	ワープロ	家電製品	1台
	デスクトップパソコン	家電製品	1台
⑯	電子レンジ	家電製品	1台
	30インチブラウン管テレビ	家電製品	1台
	インクジェットプリンタ	家電製品	2台
	VHSデッキ	家電製品	1台
	掃除機	家電製品	2台
	扇風機	家電製品	1台
	その他(陶器類)	がれき類	1m3
	その他(金属類)	金属類	2m3
	その他(プラスチック類)	廃プラ	2m3
	その他(混合)	混合廃棄物	2m3

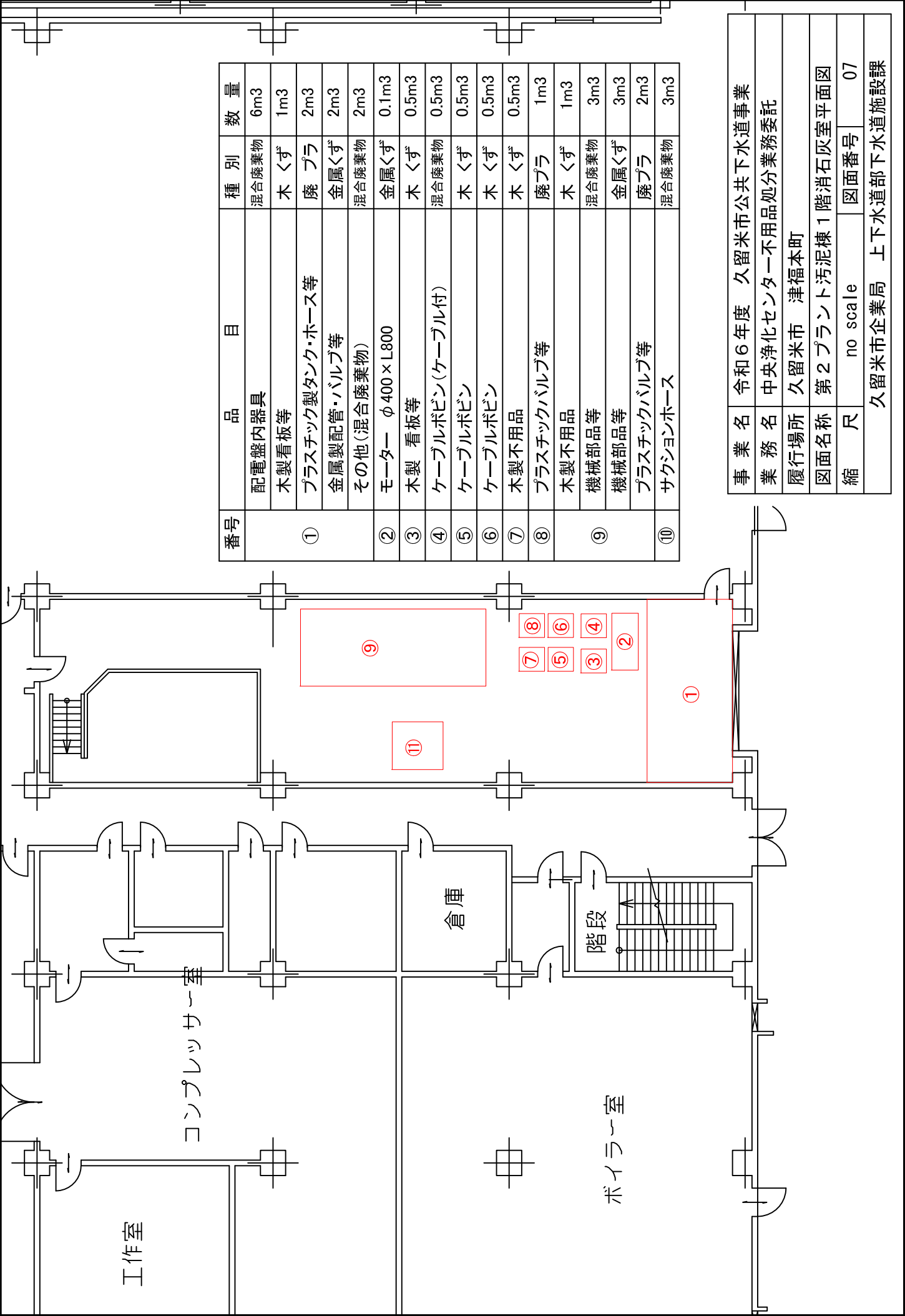


事業名	令和6年度 久留米市公共下水道事業
業務名	中央浄化センター不用品処分業務委託
履行場所	久留米市 津福本町
図面名称	管理棟1階更衣室平面図
縮 尺	no scale
図面番号	05
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課	

番号	品 目	種 別	数 量
①	混合廃棄物 フレコンパック1.5m3×5	混合廃棄物	7.5m3

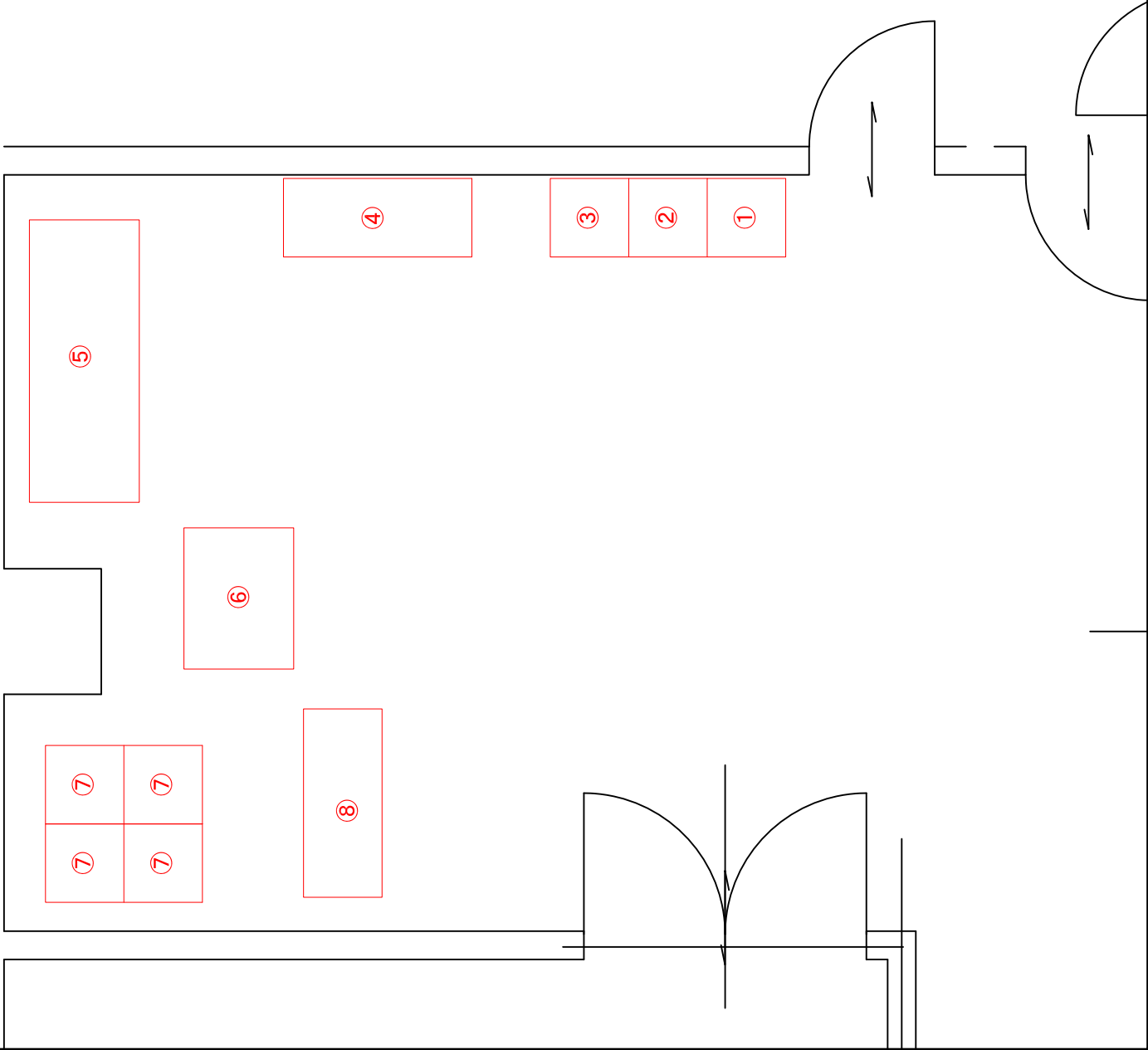


事業名	令和6年度 久留米市公共下水道事業		
業務名	中央浄化センター不用品処分業務委託		
履行場所	久留米市 津福本町		
図面名称	第1プラント汚泥棟1階階段室平面図		
縮 尺	no scale	図面番号	06
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課			



番号	品 目	種 別	数 量
①	配電盤内器具	混合廃棄物	6m3
	木製看板等	木 くず	1m3
	プラスチック製タンク・ホース等	廃 プラ	2m3
	金属製配管・バルブ等	金属くず	2m3
	その他(混合廃棄物)	混合廃棄物	2m3
②	モーター φ400×L800	金属くず	0.1m3
③	木製 看板等	木 くず	0.5m3
④	ケーブルボビン(ケーブル付)	混合廃棄物	0.5m3
⑤	ケーブルボビン	木 くず	0.5m3
⑥	ケーブルボビン	木 くず	0.5m3
⑦	木製不用品	木 くず	0.5m3
⑧	プラスチックバルブ等	廃プラ	1m3
⑨	木製不用品	木 くず	1m3
	機械部品等	混合廃棄物	3m3
	機械部品等	金属くず	3m3
⑩	プラスチックバルブ等	廃プラ	2m3
	サクシオンホース	混合廃棄物	3m3

事業名	令和6年度 久留米市公共下水道事業		
業務名	中央浄化センター不用品処分業務委託		
履行場所	久留米市 津福本町		
図面名称	第2プラント汚泥棟 1階消石灰室平面図		
縮 尺	no scale	図面番号	07
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課			



番号	品目	種別	数量
①	冷蔵庫 W500×D500×H1600	家電製品	1台
②	電子レンジ W800×D400×H400	家電製品	1台
③	木製 戸棚 W800×D400×H400	木くず	0.13m3
④	木製 戸棚 W1200×D400×H1500	木くず	0.82m3
⑤	ソファアー W1800×D1000×H700	木くず	1.26m3
⑥	ソファアー W600×D800×H800	木くず	0.58m3
⑦	金属製椅子 4個	金属くず	0.4m3
⑧	ケーブルボビン(ケーブル付)	混合廃棄物	0.5m3
⑤	ケーブルボビン	木くず	0.5m3
⑥	ケーブルボビン	木くず	0.5m3
⑦	木製不用品	木くず	0.5m3
⑧	扇風機 4台	家電製品	4台
	電子レンジ	家電製品	1台
	ポット	家電製品	3m3
	木製テーブル	木くず	1m3

事業名	令和6年度 久留米市公共下水道事業		
業務名	中央浄化センター不用品処分業務委託		
履行場所	久留米市 津福本町		
図面名称	第2プラント汚泥棟2階西側通路平面図		
縮尺	no scale	図面番号	08
久留米市企業局 上下水道部下水道施設課			